

令和元年第3回総務文教常任委員会 会議録

令和元年9月17日(火)

開会 (9:55)

○八幡元弘委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「条例の制定」1件、「条例の一部を改正する条例」4件、「財産の無償譲渡」1件である。議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。昨日までの三連休、胎内市ではいろいろなイベントがあり、胎内高原マラソン、胎内検定、敬老会というようなことであって。新潟県を見ると、昨日第34回の国民文化祭のオープニングということで、当市からは市長、教育長、議長が出席した。天皇皇后両陛下を迎えた中で、新潟県では初めての開催である。当市の取り組みは美術館において、越後はさ木の展示、北前船の船絵馬の展示をやっている。あれだけの数の船絵馬を揃えたものを見たのは初めて。今朝教育長も言っていたが、新潟県の中であれだけの数の保存状態のいい船絵馬があるのは胎内市が一番だということなので、ぜひ皆さんも機会を設けて、10月20日まで美術館でやっているのでご覧いただきたい。本日は案件として6件だがよろしく審議願いたい。

議第81号 胎内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

田部総務課長説明

制度の趣旨としては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年度から新たに導入される会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるもの。この条例の概要は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応するため、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤職員、非常勤職員には、一般職、特別職、臨時的任用の3類型について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員の給与を始めとした給付について規定を整備する条例である。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 82 号 胎内市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

田部総務課長説明

改正の趣旨としては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の地方公務員法に新たに規定される会計年度任用職員に関し、既存の関係する条例 8 件の整備を行うもの。主な改正内容は、8 件の 1 点目、胎内市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部の改正については、分限休職の期間は会計年度任用職員にあっては、その者の任期の範囲以内と規定するもの。2 点目、胎内市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正である。懲戒による減給についてパートタイムの会計年度任用職員にあっては、給料に相当する報酬がその対象となることを規定するもの。給料に相当する報酬とは、議第 81 号で規定している給料に相当する報酬ということで規定するもの。3 点目、胎内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、育児休業をしている職員の期末手当の支給について一部の会計年度任用職員は除外することを規定するもの。一部の会計年度任用職員は除外ということについては、期末手当については週 30 時間以上のものに支給するというを規則で規定するもの。4 点目、公益的法人等への胎内市職員の派遣等に関する条例の一部改正については、改正後の地方公務員法による条項ずれに合わせて改正するもの。5 点目、胎内市職員の給与に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員の給与は別に条例で定めることを規定するもの。別に条例で定めるとは、議第 81 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を指す。6 点目、胎内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、企業職員である会計年度任用職員の給与に関する規定を整備するもの。7 点目、胎内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、公表の対象となる職員に会計年度任用職員が含まれることを規定するもの。8 点目、外国の地方公共団体の機関等に派遣される胎内市職員の処遇等に関する条例の一部改正については、改正後の地方公務員法の条項ずれに合わせて改正するもの。

質疑

○羽田野孝子委員

平成 31 年 4 月末で胎内市の臨時職員、パート職員の数は。来年 4 月からフルタイム会計年度任用職員になる人数は。

○田部総務課長

現行の胎内市における臨時職員、パート職員の人数は 283 名採用している。その内、令和 2 年度 4 月からの会計年度任用職員に移行する職員は現在のところの状況だが、フルタイム会計年度任用職員ではなく、パートタイム会計年度任用職員として採用する予定。

○羽田野孝子委員

フルタイム会計年度任用職員は今のところゼロかなのか。保育士とかで 7 時間とか働いている人もフルタイム会計年度任用職員にはならないのか。

○田部総務課長

現行の臨時的任用職員、臨時職員で採用されている方についても、フルタイムであれば 7 時間 45 分だが、今現在、令和元年度の保育士も一般事務職も含め、臨時職員については 7 時間 45 分未満の勤務時間で雇用している状況である。それを踏まえると来年度の 4 月以降はパートタイム会計年度任用職員での採用に移行する想定である。今、任用の移行について整理中である。仮に、羽田野委員が言う保育士とか専門的な知識経験能力を要する会計年度任用職員について、やはりパートタイムではなくフルタイムが必要だということも、秋から年末にかけて来年度予算の編成もあるし、その前に業務量ヒアリングということで各課の臨時、パートも含め正職の業務実態のヒアリングを行う。そのヒアリングの実態も踏まえ、フルタイムで行くのか、パートタイムで行くのか、移行するのかどうか改めて協議検討する。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 83 号 胎内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

田部総務課長説明

改正の趣旨は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正され、成年被後見人又は被保佐人であることをもって、地方公務員になれない、又は地方公務員を失職するとした規定が削除されたことに伴い、関係条例3本の改正を行うもの。改正の内容は、1点目、胎内市職員の給与に関する条例においては、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規定並びに、休職者の給与に関する規定中、成年被後見人及び被保佐人に係る法律2行の条文を削除し、合わせて文言の整理を行うもの。2点目、胎内市職員等の旅費に関する条例においては、成年被後見人及び被保佐人に係る法律の規定削除に伴い生ずる条項ずれを改めるもの。3点目、胎内市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例においては、成年被後見人及び被保佐人に係る規定を削除し、合わせて文言の整理を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第84号 胎内市税条例の一部を改正する条例

高橋税務課長説明

本年10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに自動車税及び軽自動車税の環境性能割が導入されることにより、軽自動車税の環境性能割の課税免除に関して定めるもの。これは新潟県において、NPO法人の設立を支援する目的で、法人設立以後3年以内に自動車を取得する場合に、県税である自動車税の環境性能割について課税免除の措置が講じられることを踏まえつつ、市としてもNPO法人の設立支援の観点や近隣の市町村の状況を勘案し、軽自動車税の環境性能割について県と同様課税免除の措置を講ずることができるようにするもの。現状のままだと、県と市で課税免除の取り扱いが異なることで、県が行う免除に関する事務に混乱が生じること、県の電算システムが新たに改修が必要になること、納税者の混乱が生ずること、ディーラーが免除事務を代行して行う場合市町村ごとに免除の要件が異

なること、手続きの煩雑化が生ずることが懸念される。このようなことから県では取り扱いが同一となるよう配慮を要望する通知がなされた。現在県内の市町村で条例改正を行わないというところは長岡市のみ。改正の内容は、現在の税条例 69 条の 9 に環境性能割の課税免除の 1 条を加えるもので、施行日については附則で対応する予定。最後に改正後の影響としては現在市の N P O 法人は 4 つあり、その内課税免除の要件を満たしている法人が 2 つある。すでに軽自動車を所有している法人が 1 つ、保有していない法人が 1 つあり、新たに法人が設立されたとしても環境性能割の総額には影響が少ないものと推計している。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 85 号 胎内市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

田部総務課長説明

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が改正されたことにより、条例改正を行うもの。主な改正内容は、条例の 15 条第 3 項に災害援護資金の償還金の支払い猶予に係る規定が設けられたことから、法律の第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに法律施行令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定により整備するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 91 号 財産の無償譲渡について

田部総務課長説明

胎内市笹口浜に所在する土地 31 筆について、笹口浜区自治会に無償譲渡したく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づきお諮りするもの。当該土地については、笹口浜地内にあり、登記簿上の所有者が大字笹口浜となっている土地 8 筆、大字笹口浜で表題登記のみの土地 23 筆である。昭和 22 年、政令第 15 号、いわゆるポツダム政令により旧築地村に帰属していた土地。この土地についてはポツダム政令が昭和 27 年 4 月に廃止された。しかし、その後廃止されたといってもこの土地についてはポツダム政令に基づき市町村に帰属するというので、その効力が政令が廃止された後も効力が存するというので解釈されている。今回認可地縁団体である笹口浜区自治会が集会所用地、墓地等として管理していること、この度その笹口浜区自治会から自治会の管理地として登記するための譲渡申請があった。登記簿上の名義を大字笹口浜から笹口浜区自治会に変更するには、市に帰属するという事なので一旦市から地縁団体に譲渡するという手続きが必要であるということから、同区に無償譲渡して土地の所有権の所在を明確化することを目的として譲渡するもの。

質疑

○天木義人委員

帰属するという事は、胎内市のものという名義なのか、それとも元々笹口浜のものなのか。

○田部総務課長

もともとは大字笹口浜の土地となっていたが、昭和 22 年のポツダム政令で自治会、地縁団体は解散並びに財産は没収されると。その没収された財産は所要の手続きをしない場合、自動的に市町村に帰属ということが政令で発せられた。昭和 27 年にその政令が廃止された後も総務省、法務省の解釈では市町村に帰属するというので、その公定力はそのまま存続するというのでの解釈がされた。その解釈について昭和 25 年に総務省と法務省でいろいろポツダム政令の廃止された土地について、自治会集落に返還手続きを簡素化するというのでのやり取りがあったが、総務省、法務省の間で話がまとまらず、今回地縁団体である笹口浜自治会に譲渡するという手続きで、地縁団体の土地の所有を明確化したいということでの譲渡である。

○天木義人委員

市に帰属するということになると市が管理していたと思うが、今まではどのような管理をしていたのか。

○田部総務課長

市に帰属するということで、法律上市の所有という扱いであったが、現実は大宇垣口浜、笹口浜の地縁団体の自治会で管理していたというのが実情で、市で管理していた土地ではない。

○天木義人委員

無償譲渡となると、墓地は違うが固定資産税とかあると思う。現状はどのような使われ方をされているのか。

○田部総務課長

今回の 31 筆の土地については、墓地、ため池、集会所の宅地の一部、山林、雑種地である。これについて固定資産税だが笹口浜の自治会、地縁団体で 2 万 3, 161 円毎年払っている。関連で、地方税法の固定資産税の納税義務者等ということで、地方税法第 343 条第 4 項の規定で使用者について、使用者と所有者が違う場合、要は市町村に帰属するということで市の名義にはなっているが、実際の管理使用は自治会がやっているということで、その使用者を所有者として固定資産税の課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することが出来るというみなし課税の規定に基づき 2 万 3, 161 円を支払ってもらっている。仮に今回の無償譲渡が議決され、笹口浜区自治会に譲渡の手続きが完了すると、笹口浜区自治会が地縁団体として土地の登記をすると、使用者と所有者が完全に一致するということで、課税客体が確定するというところで固定資産税の明確化の部分も含めてメリットがある。

○天木義人委員

雑種地とか山林とかあるが現在どのようになっているか。建物は公会堂はあるが他のものはないのか。

○田部総務課長

31 筆、笹口浜地内に点在している。笹口浜の集会所の敷地の一部に係っている土地及び笹口浜の共同墓地に係っている土地、その他が山林、雑種地として点在している。

○天木義人委員

少し見たところ、その土地に建物が建っているところがあるみたいで、地目は山林や雑種地となっているが、そういうものは建物が建っていれば宅地になると思うが、その辺現状を

正確に把握してやっているのか。

○高橋税務課長

今現状で建物の件だが、実際に市内全体においても土地のところに建物が建っているというところも点在していると把握している。それについても適正に課税するという観点から、今年度から黒川地区を重点的にエリアを指定して全部確認する作業に入っている。今後についても中条地区、築地地区、乙地区ということで家屋調査を進めていく中で適正に変更なり課税なり努めていきたい。

○天木義人委員

それは全体的なことはわかったが、この無償譲渡する土地について、無償譲渡するのだからその辺ははっきりさせるべき。現状を把握して、ここは山林で間違いないとか、ここは雑種地で間違いないとか、建物建っているところは宅地にしなければいけないとか、その辺ははっきりさせてから譲渡しなければいけない。これらは登記上の地目で、現状を把握しているのかどうか聞いた。

○田部総務課長

31 筆については所在地、地番、地目、面積ということで評価額を算定した上での税額ということで 31 筆の合計が 2 万 3, 161 円ということで、課税客体の現実把握はできているということだが、なおもって現地の最終確認をしたい。

○天木義人委員

私が航空写真を見たところによると、一部建物が建っているのではないかということで確認した。その辺は市の方でも無償譲渡する場合はきちんと現地を確認してやるべきである。その辺ははっきりさせてから譲渡した方がいいと思った。

○高橋税務課長

その辺今後確認にして、間違いのないような形で適正に課税していきたい。

○渡辺秀敏委員

今回笹口浜のケースだが、笹口浜以外で同様なケース、所有権は市にあるが実際には集落で使用しているところは他にないのか。

○田部総務課長

昭和 22 年のポツダム政令で、市町村で帰属するとなっていて実際の登記を胎内市、旧中条町とか築地村とか諸々の名義変更、所有権移転をしていない。実際、旧自治会の土地でポ

ツダム政令で市町村に帰属された土地がどれくらいあって、何筆かという状況については現在把握できていない。

○渡辺秀敏委員

現在把握できていないということだが、今後その辺しっかりと調査して、使用と所有が一致するように、今後どのように動いていくのか。

○田部総務課長

当然、市町村に帰属するということで名義が市になっていない土地が点在して、各自治会集落にあることが想定されるので、きちんと税務当局と連携を図りながら正確な課税も含め、今後、笹口浜区自治会のように無償譲渡ということでの議案の案件が出てくる可能性もあるので、十分調査して実態把握に努めたい。

○渡辺秀敏委員

できるだけ早めにその作業をお願いしたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:34)

閉会中の所管事務調査の取扱い

○八幡元弘委員長

当委員会の閉会中の所管事務調査については、どのように取扱いしたらよいか、意見を伺う。いかがか。

私の方から、度々議会の方でも生涯学習センターとか話が出ているが、中々進まない状況ではあるが、一度委員会として図書館と中央公民館を見たいと思うがいかがか。良ければそれともう1カ所くらい。日程調整して、忘年会シーズンに入る前に終わらせたい。

当委員会では、図書館と中央公民館、プラス1カ所位を閉会中所管事務調査として議長に

申し出ることとする。以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会（10:38）